

小・中学校の学校給食費に関する

おしらせです！

本市では、令和4年度から、学校給食にかかる食材費の物価上昇に伴う値上がり分を市が支援することにより、保護者の皆様の負担軽減に取り組んできました。

令和8年度は、国・県の交付金による公立小学校の学校給食への支援実施に伴い、本市の市立小学校に通う児童の学校給食の完全無償化を実施します。

なお、市立中学校に通う生徒については、物価上昇に伴う食材費の値上がり分を引き続き本市が支援し、学校給食費を増額することなく、給食を提供します。

小・中学生の学校給食費

小学生

令和7年度まで
4,000円/月
(222円/食)



* 令和7年度の食材費実費は約5,400円/月
* 食材費の値上がり分は本市が支援

令和8年度は
0円/月

給食費
負担なし

* 国・県から、1人当たり5,200円/月支援
* 所得制限なし
* 食材費が5,200円/月を超過する場合は本市が支援予定
* 生活保護受給世帯は、引き続き現行の制度で支援

中学生

令和7年度まで
4,500円/月
(250円/食)

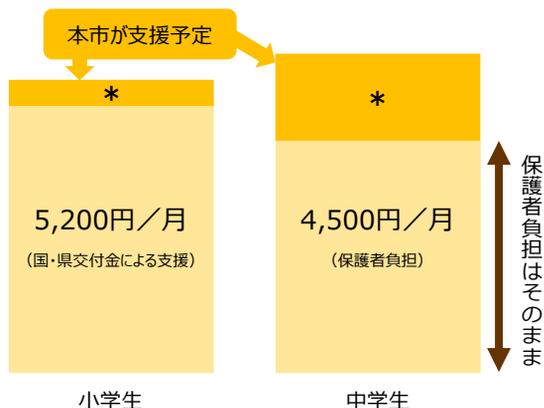


* 令和7年度の食材費実費は約6,120円/月
* 食材費の値上がり分は本市が支援

令和8年度も
4,500円/月
(250円/食)

給食費
増額なし

* 国・県からの支援なし
* 食材費の値上がり分はこれまで同様、本市が支援予定



本市の支援(*)

物価上昇の影響により、実際の食材費は国・県の支援基準額及び保護者負担額を上回っています。その超過分については、令和8年度も本市が支援を行う予定です。

今後も保護者の皆様の負担を増やすことなく学校給食を提供していきます。

市立小学校に通う児童の給食無償化 Q&A

Q

いつから無償になりますか？



A

令和8年4月以降に提供する学校給食にかかる学校給食費から無償になります。令和7年度以前の学校給食費は遡って無償にはなりませんので、未納がある場合は、速やかにお支払いください。



Q

学校給食費を無償にするために手続きが必要ですか？

A

無償にするための手続きは必要ありません。ただし、小学校入学や市外からの転入等の際は、本市で給食の提供を受けるために、「都城市学校給食申込書」の提出が必要です。



Q

給食を停止する場合や、再開する場合は手続きが必要ですか？

A

食物アレルギー等により、連続して5日以上、学校給食を食べることができない場合は、学校にご相談の上、「都城市学校給食（停止・再開）届」をご提出ください。また、停止していた学校給食を再開する場合も、「都城市学校給食（停止・再開）届」を提出してください。

* 提出期限：学校給食を停止又は再開する予定の3日前まで

Q

中学生は給食無償化の対象にならないのですか？



A

国は、中学校の給食についても、できる限り速やかに無償化する方針を示していますが、現時点ではまだ決定していません。

本市としては、今後も国の動きを注視しつつ、令和8年度については、これまでどおり物価上昇による食材費の値上がり分を本市が支援し、保護者の皆さまの負担を増やすことなく、給食を提供していきます。

